

# 海と渚環境美化活動助成要領

平成 5年	5月31日	制定	平成 7年	5月29日	改正
平成 9年	5月22日	改正	平成10年	5月28日	改正
平成11年	5月28日	改正	平成12年	5月26日	改正
平成13年	6月29日	改正	平成16年1月	1月19日	改正
平成17年	5月30日	改正	平成17年1月	2月12日	改正
平成20年	5月15日	改正	平成21年	6月15日	改正
令和 3年	6月25日	改正	令和 4年	6月10日	改正

## 1 目的

海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を推進するために、山形県の環境美化活動に係る次の対象事業等を実施した団体への助成にあたり、本制度が適正かつ円滑に運用されることを目的とする。

## 2 助成対象事業等

助成対象事業等は次表のとおりとし、助成対象経費の詳細は別に定め、予算の範囲内に助成する。ただし、海岸漂着物処理推進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年7月15日号外法律第82号））に基づき地方公共団体が国等の補助事業を活用し展開する事業で対象としている経費については助成対象外とする。

活動内容	助成対象経費	活動場所	活動期間	助成対象限度額	助成対象者
海岸の清掃活動	ア 清掃用具購入費 イ ゴミ処理費（運搬費含む） ウ 飲料代 エ 写真代（実績報告用） オ 集団で移動する際の車両借上げ費 カ 損害保険料	山形県内の海岸	別に定める日から10月31日まで	1申請 20万円	本協会の会員団体並びに環境美化活動を実践するNPO、ボランティア及び市民等の団体
河川の清掃活動	ア 清掃用具購入費 イ ゴミ処理費（運搬費含む） ウ 飲料代 エ 写真代（実績報告用） オ 集団で移動する際の車両借上げ費 カ 損害保険料	山形県内の河川	別に定める日から10月31日まで	1申請 20万円	本協会の会員団体

## 3 助成の手続き

### （1）助成申請

助成を受けようとする団体（以後「申請者」という。）は、事業実施前に山形県海と渚環境美化推進協会（以後「協会」という。）に助成申請書（様式第1号）を提出する。

### （2）審査と決定

協会は、助成申請書を受理したら申請内容を審査し、助成することが適當と判断した場合は、申請者に助成の決定を通知する。

### （3）実績報告

申請者は、清掃活動終了後、協会に必要書類を添付して実績報告書（様式第2号）を提出する。

### （4）助成金の支払い

協会は、実績報告書を受理したら実績内容を審査し、申請者に助成金を支払う。